

兵庫県公報

令和元年5月21日 火曜日 第7号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	7
○ 同 上（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 入札公告（管理課）	8
○ 同 上（同）	11
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
教育委員会規則	
○ 兵庫県教育委員会事務決裁規則及び兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する等の規則	16
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	17

公布された法令のあらまし

●兵庫県教育委員会事務決裁規則及び兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する等の規則（教育委員会規則第1号）

教育委員会が会議による議決により決裁する事務を一層明確にするとともに、教育長が専決して処理した事務を教育委員会の委員の求めにより教育委員会に報告することとする等、教育委員会の権限に属する事務の決裁、事務処理等について所要の整備を行うこととした。

●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。

告 示

兵庫県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

西脇市西脇土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	笹倉忠三	西脇市寺内70番地
同	小澤清司	同 市大垣内337番地
同	高瀬善久	同 市嶋262番地の2
同	白井茂樹	同 市上戸田124番地の1
同	長井芳男	同 市津万237番地
同	松岡敬文	同 市嶋117番地
同	稲垣富司	同 市大垣内17番地の8
同	笹倉邦啓	同 市寺内57番地の3
同	片岡徹	同 市西嶋135番地
同	春藤峰雄	同 市蒲江493番地の2
同	西村安正	同 市坂本308番地
同	浦上文和	同 市大野539番地の45
監事	徳岡多加志	同 市津万112番地
同	藤井邦彦	同 市西嶋52番地
同	宮崎博行	同 市坂本453番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	笹倉忠三	西脇市寺内70番地
同	平田高夫	同 市大垣内331番地の1
同	高瀬善久	同 市嶋262番地の2
同	白井茂樹	同 市上戸田124番地の1
同	原田康弘	同 市津万152番地
同	藤井晋	同 市嶋510番地の5
同	福井寛行	同 市大垣内44番地の2
同	笹倉和也	同 市寺内78番地
同	藤井邦彦	同 市西嶋52番地
同	猪藤和則	同 市蒲江239番地の1
同	本田則幸	同 市坂本214番地の1
同	片岡義晴	同 市大野507番地の1
監事	松岡敬文	同 市嶋117番地
同	笹倉邦啓	同 市寺内57番地の3
同	浦上文和	同 市大野539番地の45



兵庫県告示第48号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者
 - 名称 千種川漁業協同組合
 - 所在地 赤穂郡上郡町岩木甲54-1
- 2 認可年月日

平成31年4月17日

3 漁業権番号

内共第8号

4 認可に係る変更の内容

第2条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項第1号の遊漁料を同条同項第2号の方法により組合に納付しなければならない。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 次にかかげる漁具漁法をしてはならない。すかけ漁法（通称、チョンガゲ、ゾロガゲ、又は戦車ビキという。）（あゆのルアー釣り）

第8条第1項第2号の表を次のように改める。

	種別	老人 ・女子	身障者 (4級以下) ・中学生	小学生
遊漁料 (管内)	1級	7,200円	7,200円	無料
	2級	無料	無料	無料
	3級	無料	無料	無料
(注) 管内とは、次の市町をいう。 赤穂市、相生市、上郡町、佐用町、宍粟市千種町、山崎町の一部				
遊漁料 (管外)	1級	7,200円	7,200円	7,200円
	2級	3,100円	3,100円	3,100円
	3級	1,000円	1,000円	無料

第8条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 遊漁料の納付は（別表）に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。

別表を次のように改める。

別表

入 漁 券 発 売 所

支 部	氏 名	名 称	住 所	電 話
赤穂支部	坂 元 一 夫	坂元板金塗装	赤穂市細野町 303—2	0791 (43) 9010
上郡支部	藤 井 啓 子	藤井釣具	赤穂郡上郡町栄町 1680—9	0791 (52) 2460
	宮 脇 力	三木屋	“ “ 上郡 112—5	0791 (52) 0353
上月支部	湯 浅 かつ子	湯浅商店	佐用郡佐用町上月 579—2	0790 (86) 0415
佐用支部	千 種 二 裕	千種商店	“ “ 佐用 3018—6	0790 (82) 2305
	樫 本 誠 一	佐用ホンダ	“ “ 横坂 8	0790 (82) 2251
徳久支部	船 引 一 夫	民宿若鮎荘	“ “ 下徳久 1034	0790 (78) 0048
三河支部	阿 曾 秀 和		“ “ 西下野 966	0790 (77) 0319
	美 崎 義 則		“ “ 中三河 131	0790 (77) 0816
	井 上 博 行	喫茶天狗	“ “ 河崎 628	0790 (77) 0114
千種支部	目 黒 輝 美	道の駅ちくさ	宍粟市千種町下河野 745—5	0790 (76) 3636
	林 秋 津	三室溪流荘	“ “ 河内 821—1	0790 (76) 2082



兵庫県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（改測））
- 2 作業期間
令和元年5月7日から同年6月29日まで
- 3 作業地域
西宮市与古道町地内



兵庫県告示第50号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（TS測量、平板測量及びデジタルマッピング（地図情報レベル500（道路縁内のみ）、地図情報レベル2500（道路以外）））
- 2 作業期間
令和元年5月7日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市全域



兵庫県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成31年4月27日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
加西市全域並びに姫路市、加古川市、西脇市、小野市、加東市、多可町、市川町及び福崎町の各一部



兵庫県告示第52号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成30年10月4日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
西宮市の一部



兵庫県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年5月21日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	篠山市波賀野字古屋敷ノ坪606番1から 同 市波賀野字古屋敷ノ坪619番4まで	旧	8.0から 25.0まで	101.0	
		新	8.0から 51.0まで	101.0	



兵庫県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年5月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三田後川上線	三田市大原字上野ヶ原1323番24から 同 市大原字上野ヶ原1323番34まで	旧	5.0から 7.0まで	82.0	
		新	6.0から 9.0まで	82.0	



兵庫県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年5月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 北原八家線	姫路市白浜町字東蛭町乙24番3から 同 市継字四斗長297番2まで	旧	9.0から 9.0まで	7.0	
		新	9.0から 10.0まで	7.0	

兵庫県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年5月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市辻字坪良田295番2から 同市辻字岩崎309番1まで	旧	5.0から 8.0まで	119.0	
		新	5.0から 11.0まで	119.0	

兵庫県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野藍本線	加東市天神字中ノ手173番2から 同市黒谷字ガラ田316番1まで	旧	6.0から 31.0まで	1,900.0	予定地
		新	6.0から 31.0まで	1,900.0	
			9.0から 42.0まで	2,344.0	

兵庫県告示第58号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民センター長から報告があった。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時
令和元年6月7日（金）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所
西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮集合庁舎4階会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 マークハウジング株式会社
代表者氏名 吉川浩典
事務所所在地 兵庫県芦屋市大原町7-8-201

免許番号 兵庫県知事(4)第203572号

免許年月日 平成29年2月20日



兵庫県告示第59号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H31淡路位置 0002号	31.4.22	淡路市志筑字明神前3068番9	5.00	29.09

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年5月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
統合宛名管理システム運用等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社システム・エージ 伊丹市御願塚3-1-18
- 5 随意契約に係る契約金額
35,904,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年5月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
土木基幹業務に使用する機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,243,846円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年5月21日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システムに係るトータルサポート 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
108,118,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市西田町字蒲之元甲189番9、196番1の一部、197番6から197番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一 樹
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年2月19日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-24号(30西脇)



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年5月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立特別支援学校大型スクールバス 2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和元年12月27日（金）

(4) 納入場所

県立こやの里特別支援学校及び県立芦屋特別支援学校（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出入局管理課 担当 吉岡

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年5月22日（水）から同年6月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和元年7月1日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和元年6月28日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和元年5月21日（火）から同年6月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年6月4日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和元年6月24日（月）午後5時から同年7月1日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年5月22日（水）から同年6月17日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和元年5月22日（水）から同年6月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年6月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和元年6月24日（月）午後5時まで通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年6月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年7月15日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年5月21日（火）から同年6月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和元年7月1日（月）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和元年6月28日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和元年5月21日（火）から同年6月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年6月4日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和元年6月24日（月）午後5時から同年7月1日（月）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年5月22日（水）から同年6月17日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

で（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和元年5月22日（水）から同年6月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年6月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和元年6月24日（月）午後5時まで通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年6月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年7月16日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A Purpose-built Mobile X-ray Vehicle for mammography Examination

(3) Delivery period: March 27, 2020

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo (Inspection to be confirmed). Then General Incorporated Association Himeji Medical Association 3-7-21 nishimajyuku, Himeji, Hyogo

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 4, 2019

(6) Deadline for tender:

15:00 July 1, 2019 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 June 28, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4937

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消し及び変更した旨の報告があつたので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

表伊丹市の項中

「

伊丹市共同利用施設南畑センター	伊丹市鴻池1丁目2-12
伊丹市共同利用施設当田藤ノ木センター	伊丹市藤ノ木3丁目5-1

」

を

「

伊丹市共同利用施設当田藤ノ木センター	伊丹市藤ノ木3丁目5-1
--------------------	--------------

」

に改め、同表篠山市の項を次のように改める。

丹波篠山市	丹波篠山市立丹南健康福祉センター	丹波篠山市網掛301
-------	------------------	------------

丹波篠山市味間ふれあい館	丹波篠山市中野 28
丹波篠山市古市ふれあい館	丹波篠山市牛ヶ瀬 78—1
丹波篠山市立コミュニティセンター城南会館	丹波篠山市小枕 131
丹波篠山市立古市コミュニティ消防センター	丹波篠山市波賀野字田ノロノ坪 682—2
丹波篠山市立高城会館	丹波篠山市糯ヶ坪 83・84—1
丹波篠山市立みたけ会館	丹波篠山市瀬利 92—3
丹波篠山市立玉水会館	丹波篠山市黒岡 727—2
丹波篠山市立岡野文化会館	丹波篠山市西岡屋 292
丹波篠山市立後川文化センター	丹波篠山市後川上 1251
丹波篠山市立雲部公民館	丹波篠山市西本荘字西ノ山 1
丹波篠山市立福住公民館	丹波篠山市福住 344—1
丹波篠山市立大芋公民館	丹波篠山市中 445
丹波篠山市立玉津研修センター	丹波篠山市南矢代 470—2
丹波篠山市畑ふれあい館	丹波篠山市菅 239—6
丹波篠山市日置ふれあい館	丹波篠山市西荘 202
丹波篠山市西紀ふれあい館	丹波篠山市川西 70
丹波篠山市民センター	丹波篠山市黒岡 191
西紀老人福祉センター	丹波篠山市宮田 216
黒豆の館	丹波篠山市下板井 511—2
しゃくなげ会館	丹波篠山市本郷 159
丹波篠山市立住吉台コミュニティ消防センター	丹波篠山市住吉台 17—3
ハートピアセンター	丹波篠山市細工所 117
西紀支所（2階多目的ホール）	丹波篠山市宮田 240
今田まちづくりセンター	丹波篠山市今田町今田新田 14—1
西紀高齢者コミュニティセンター（五葉会館）	丹波篠山市宮田 113



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

篠山市の名称が丹波篠山市に変更されたことから、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石 幸雄

- 1 病院及び介護老人保健施設の表篠山市の項中

「

篠山市	兵庫医科大学ささやま医療センター	篠山市黒岡5
-----	------------------	--------

」

を

「

丹波篠山市	兵庫医科大学ささやま医療センター	丹波篠山市黒岡5
-------	------------------	----------

」

に改める。

2 老人ホームの表篠山市の項中

「

篠山市	特別養護老人ホーム 山ゆりホーム	篠山市福住740
-----	------------------	----------

」

を

「

丹波篠山市	特別養護老人ホーム 山ゆりホーム	丹波篠山市福住740
-------	------------------	------------

」

に改める。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会事務決裁規則及び兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和元年5月21日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第1号

兵庫県教育委員会事務決裁規則及び兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する等の規則

(兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会事務決裁規則(昭和53年兵庫県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教育長又は第6条」を「第5条」に改める。

第4条第1号中「関する」の右に「基本計画及び」を加え、同条第2号から第16号までを次のように改める。

- (2) 県立学校及び教育機関(兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第3条第4項に規定する教育機関をいう。以下同じ。)の設置及び廃止の決定
- (3) 県立学校の科、課程及び学科の設置及び廃止の決定、入学者定員並びに入学者の選抜方法その他の募集に関する基本方針の決定
- (4) 職員(県費負担教職員を含む。以下同じ。)の人事及び定数配分の基本方針の決定
- (5) 教育次長、参事、課長、地方機関の長及び校長(県費負担教職員である校長を含む。)並びに教育機関の長、副館長及び次長その他行政職8級以上の職務の級に相当する職員の任命及び分限(免職を除く。)
- (6) 職員の懲戒及び分限免職
- (7) 附属機関の委員の委嘱又は任命
- (8) 重要な表彰の被表彰者の決定
- (9) 教育委員会規則の制定及び改廃
- (10) 教育予算その他県議会の議決を経るべき議案についての意見の申出
- (11) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
- (12) 訴訟の処理方針の決定

- (13) 義務教育諸学校における教科用図書の採択に関する基本方針の決定
- (14) 文化財の指定及び解除並びに登録及び抹消
- (15) 市町に対する是正の要求、是正の勧告及び是正の指示
- (16) 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事務

第4条第17号及び第18号を削る。

第5条第1項及び第2項中「前条」を「第4条」に改め、同条を第7条とする。

第6条第1項中「第4条に規定する」を「前条各号に掲げる」に、「専決し、又は所属職員若しくは県立学校若しくは教育機関の長に専決させることができる」を「専決することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育長は、前項の規定により教育長が専決することとされた事務の一部を所属職員又は県立学校若しくは教育機関の長に専決させることができる。

第6条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員会への報告)

第6条 教育長は、前条の規定により専決して処理した事務のうち、重要若しくは異例のもの又は委員会の委員の求めのあったものについては、委員会に報告するものとする。

(兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の廃止)

第2条 兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の兵庫県教育委員会事務決裁規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。



学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月21日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第2号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則(平成25年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項及び学校薬剤師の補償基礎額の項を次のように改める。

学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則別表第1の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。